

広島県公安委員会公告第 41 号

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 51 条の 13 第 1 項第 1 号イに規定する駐車監視員資格者講習（以下「講習」という。）を実施するので、確認事務の委託の手続等に関する規則（平成 16 年国家公安委員会規則第 23 号）第 6 条の規定により次のとおり公示する。

令和 2 年 4 月 9 日

広島県公安委員会

委員長 小 西 秀 宣

1 講習の実施日時等

(1) 実施日時

| 項 目 | 期 日 | 時 間 |
|------|---|--|
| 講 習 | 令和 2 年 5 月 20 日 (水) 及び 令和 2 年 5 月 21 日 (木) | [受 付] 午前 8 時 15 分から午前 8 時 45 分まで [講 義] 午前 8 時 45 分から午後 4 時 20 分まで |
| 修了考査 | 令和 2 年 5 月 28 日 (木) | [受 付] 午後 1 時から午後 1 時 20 分まで [考 査] 午後 1 時 40 分から午後 2 時 40 分まで |

(2) 実施場所

広島市佐伯区石内南三丁目 1 番 1 号
広島県運転免許センター

(3) 定員

30 名程度

2 受講希望手続

(1) 届出方法

受講の申込みを行う前に、受講希望の届出を行わなければならない。

受講希望の届出は、往復はがきで行うものとし、定員を超えた場合は、抽選により決定する。

なお、往復はがきによる受講希望の届出は 1 人 1 通のみとし、同一人による 2 通以上の届出があっても 1 件として取り扱う。

(2) 受付期間

令和 2 年 4 月 9 日 (木) から令和 2 年 4 月 20 日 (月) まで (必着)

(3) 送付先

〒730-8507 広島市中区基町 9 番 42 号
広島県警察本部交通部交通指導課駐車管理室

(4) 記載事項

往信用はがきの裏面に受講希望の旨を記載するとともに、次のアからエまでの事項

を記載し、返信用はがきの表面には送付先の郵便番号及び住所並びに氏名を記載し、その裏面には何も記載しないこと。

ア 郵便番号及び住所

イ 氏名（ふりがなを付けること。）及び性別

ウ 電話番号

エ 受講者に決定した場合の受講申込書の提出先

次の(ア)又は(イ)から選び、(ア)の場合は「警察本部」と、(イ)の場合は警察署名を記載すること。

(ア) 広島県警察本部交通部交通指導課駐車管理室

(イ) 広島県内の警察署の交通課又は地域交通課

(5) 受講希望届出の結果の通知

令和2年4月22日（水）に発送予定の返信用はがきで通知する。

3 受講申込手続

受講希望手続により受講者に決定した者は、次のとおり受講申込手続を行うこと。

(1) 受付期間

令和2年4月30日（木）から令和2年5月14日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 受講申込書の入手方法

広島県警察ホームページの「駐車監視員資格者講習の受講申し込みと認定申請」からダウンロードする、又は上記2の(4)のエの(ア)若しくは(イ)の場所で上記(1)の期間内に直接受け取ること。

(3) 受講申込書の提出先等

ア 提出先

上記2の(4)のエの(ア)又は(イ)のうち、受講希望の届出の際に提出先として記載した場所

イ 提出方法

受講希望者本人が直接持参すること。ただし、受講希望者からの委任状（複数人の場合は連名も可。様式は問わない。）がある場合は、代理人が提出することができる。

(4) 提出書類

ア 受講者に決定した旨の通知（返信用はがき）

イ 駐車監視員資格者講習受講申込書（正本〔裏面に氏名及び撮影年月日を記載した写真を貼付したもの〕及び副本）

(5) 受講手数料

受講手数料20,000円を納付すること。

なお、納付された受講手数料は返還しない。

4 講習内容

講義14時間（1日7時間）及び修了考査1時間の合計15時間（修了考査合格者には、当日、駐車監視員資格者講習修了証明書を交付する。）

5 持参物

- (1) 駐車監視員資格者講習受講票（受講申込書を受理した際に交付される受講票）
- (2) 筆記用具
- (3) 本人確認のための書類（運転免許証，健康保険の被保険者証，住民基本台帳カード，
旅券等）
- (4) 印鑑（修了考査日のみ）

6 問合せ先

広島県警察本部交通部交通指導課駐車管理室

電話（082）228-0110 内線 705-413